○鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

1. この要綱は、主に外国人観光客の鎌倉観光における利便性を高めるため、市内の店舗等が行う無料のWi-Fi(公衆無線LAN)接続環境の整備に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する「鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業」(以下「本事業」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

1. 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。) は、市内に所在する店　　　　舗等の建物に、電気通信事業者と回線の利用に係る契約を締結していない外国人観光客が無料で利用できる、Wi-Fi通信の接続に要する機器及び設備 (以下「Wi-Fi接続設備」という。) を整備する事業とする。

(補助対象者)

1. 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。) は、市内に所在する店舗、社寺、宿泊施設、文化施設、その他外国人観光客の利用が想定される施設 (以下「店舗等」という。) を管理する者で、自らが管理する店舗等で補助対象事業を実施する者とする。

２　補助対象者は次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(１)　市税を滞納していないこと。

(２)　自らWi-Fi接続設備の整備に伴い必要となる契約を締結すること。

(３)　補助対象事業に関して、本事業以外から重複して補助を受けないこと。

(４)　過去２年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象地域)

1. 補助金の効果的な活用を図るため、補助対象者が管理する店舗等について、その所在する地域に応じて補助金の交付に係る優劣を設ける。

２　前項の優劣は、市内を「優先地域」と「その他地域」に区分し、「優先地域」に所在する店舗等に対して、「その他地域」に所在する店舗等に優先して補助を行うことを意味する。

３　「優先地域」は、外国人観光客の来訪が多いと見込まれる地域とし、別記１のとおりとする。

４　「その他地域」は、市域のうち「優先地域」以外の地域とする。

(補助対象経費)

1. 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、補助対象事業を実施するために市長が必要と認める経費であって、別記２のとおりとする。

２　前項の経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除することとする。

(補助金の額等)

1. 補助金の額は、別記３のとおりとする。

(補助対象費)

1. 補助対象者は、１件の補助対象事業につき、１棟の店舗等において１箇所にWi-Fi接続設備の整備を行うことができる。

２　補助対象者は、原則として、１件の補助対象事業を行うことができる。

３　前項の規定に関わらず、補助対象者は、所在の異なる店舗等において、それぞれ１件の補助対象事業を行うことができる。

４　第２項及び前項の規定に関わらず、補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと市長が認めた場合に限り、同一の店舗等において３件まで補助対象事業を行うことができる。

(１)　壁又は天井で仕切られた異なる居室又は階におけるWi-Fi接続設備の整備であること。

(２)　その他、複数のWi-Fi接続設備の整備に合理性があること。

(交付申請書の提出等)

1. 補助金の交付を申請する補助対象者(以下「交付申請者」という。) は、補助対象事業の実施前に、鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金交付申請書 (第１号様式) を市長へ提出して申請しなければならない。

２　前項の申請を受け付ける期日は、補助対象事業を実施する日の属する年度の２月の第２金曜日とする。ただし、本事業の　実施状況に応じて、市長がこれを延長する場合がある。

３　交付申請者は、市長から、補助金の交付に係る審査を行う上で必要な照会又は資料等の提出要請を受けた場合、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

(交付決定等)

1. 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金交付決定通知書(第２号様式)又は鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金不交付決定通知書(第３号様式)により交付申請者に結果を通知するものとする。

２　前条の交付決定を行うにあたって、市長は、次の各号に掲げる要領に基づいて処理するものとする。

(１)　本事業の予算の範囲内で交付申請を受け付け、審査及び交付決定を行う。

(２)　交付申請を先着順に受け付け、審査及び交付決定を行う。

(３)　第１号及び前号に定めるもののほか、別記４で掲げる優先順位に従って、審査及び交付

決定を行う。

(４)　第１項に規定する通知にあたっては、交付申請者が遵守すべき条件等を付す。

(補助対象事業の実施)

第10条　前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、次の各号に掲げる要領に基づき、速やかに補助対象事業に着手しなければならない。

(１) 第９条の規定に基づく交付申請及び前条の規定に基づく交付決定通知の内容に従い、Wi-Fi接続設備の整備に関して必要となる契約を別記５で掲げる通信事業者(以下「整備事業者」という。) と締結すること。

(２) 整備事業者との契約に基づき、速やかにWi-Fi接続設備の整備に伴う工事が実施できるよう努めること。

(３) 第13条に規定する実績報告で必要となる書類等を保管しておくこと。

２　交付決定者は、前条第２項第４号に定める条件等を遵守して、補助対象事業を実施しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

1. 交付決定者は、交付の決定通知を受けた補助対象事業の内容の変更又は中止をしようとする場合は、速やかに鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金(変更／中止)承認申請書(第４号様式)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、交付金の額を増額する変更はできない。

(状況報告及び調査)

1. 市長は、必要に応じて交付決定者から補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(実績報告)

1. 交付決定者は、補助対象事業における整備を完了し、整備事業者に対する代金の支払いを完了した後に、鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金実績報告書(第５号様式)を市長に提出することにより、事業の実績報告を行わなければならない。

２　前項の実績報告は、補助対象事業における整備が完了した日の翌日から起算して10日間以内又は交付決定日の属する年度の３月の第３金曜日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

３　交付決定者は、市長又は業務代行者から、実績報告に係る審査を行う上で必要な照会又は資料等の提出要請を受けた場合、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

(補助金交付額の確定及び支払い)

1. 市長は、前条の規定に基づく実績報告について、内容を審査し、適正と認めたときは、これを受理する。

２　交付決定者は、市長が実績報告を受理したことをもって、補助対象事業を完了したとみなされる。

３　市長は、実績報告の受理後、速やかに補助金の交付額を確定し、鎌倉市屋内型Wi-Fi接続環境整備事業補助金交付額確定通知書(第６号様式)により交付決定者へ通知し、当該補助金を交付するものとする。

(管理等)

1. 補助金の交付を受けた者は、整備したWi-Fi接続設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(利用廃止の制限)

1. 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して２年を経過するまでの間は、Wi-Fi接続設備を利用可能な状態に管理しなければならない。ただし、閉店、廃業、その他市長が特に認めた場合には、この限りでない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

1. 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金交付の条件に違反したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、補助金の使途が不適正であると市長が認めたとき。

２　市長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。ただし、天災地変その他交付を受けた者の責めに帰することのできない理由があるときは、この限りでない。

(暴力団の排除)

1. 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号)第８条の規定に基づき、次の各号いずれかに該当するものは、補助対象者としない。

(１)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。) 第２条第６号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)。

(２)　法第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)。

(３)　法人にあたっては、代表者又は役員のうち暴力団に該当する者があるもの。

(４)　法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

２　市長は、必要に応じて交付申請者又は交付決定者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行なうことができる。

ただし、該当確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　市長は、交付決定者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(法令等の遵守)

1. 交付決定者は、本事業等の履行に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

２　市長は、交付決定者の本事業等の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

３　交付決定者は、前項の規定による報告を求められたときは、市長に対し当該報告を行わなければならない。交付決定者は、本事業等を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(その他の事項)

1. この要綱に定めのないものについては、市長が別に定めるところによる。

付　則

この要綱は、**平成29年12月20日**から施行する。